

学校給食費・児童育成料・副食費・保育料を滞納している方へ

児童手当からの天引きができます

学校給食費、児童育成料などを滞納しそのまま放置すると、給与などの差押えや法的措置の対象となります。滞納している方は早急にご納付ください。また、やむを得ず全額を一度に支払うことが難しい場合は、申出のうえ、児童手当から差し引いて滞納費用の支払に充てること（申出徴収）ができます。

1. 申出徴収の対象となる費用

- ✓ 学校給食費
 - ✓ 児童育成料
 - ✓ 副食費（公立保育園分）
 - ✓ 保育料（公・私立保育園分）
- の各滞納分

2. 申出徴収の範囲

支給される児童手当の全てまたは一部の額を滞納費用の支払に充てることができます。

（他の複数のきょうだい分を含めた児童手当を、きょうだいのうちの1人の滞納に充当することもできます）

3. お問い合わせ・申請先

必ず、下記担当課へご連絡・ご相談の上、申出書を提出してください。

各納付相談（お支払いについての相談）も下記へご連絡ください。

船橋市
ホームページ



学校給食費の滞納

教育委員会 保健体育課 給食費係
☎ 047-436-2418

児童育成料の滞納

地域子育て支援課 放課後ルーム運営係
☎ 047-436-2319

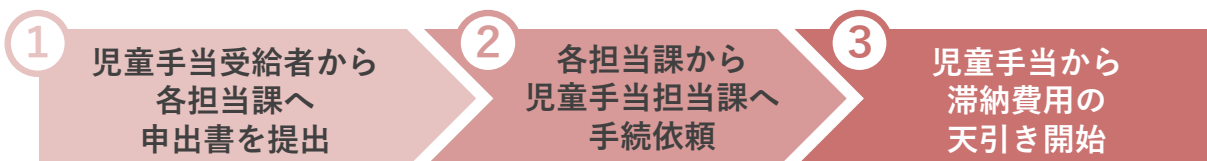
副食費の滞納（公立保育園分）

保育運営課 保育係
☎ 047-436-2500

保育料の滞納（公・私立保育園分）

保育入園課 入園係
☎ 047-436-2330

4. 申出書提出後の流れ



※児童手当は年3回（6月・10月・2月）1回につき4か月分支給されます

5. 申出徴収の一例

第1子の学校給食費 90,000円
第1子の児童育成料 30,000円

合計 120,000円
…の滞納があるんだけど



Aさんの場合……

①



児童手当から天引きするという方法がありますよ

滞納をしてしまっただけに納められないのですが……

②

Aさんの児童手当支給額

第1子(小学生)	10,000円
第2子(3歳未満)	15,000円
合計(1か月あたり)	25,000円

▼

1回あたりの児童手当支給額が4か月分(10万円)だから…



③

※一度申出をすれば、申請した額を毎回自動的に充当することができます。(完納されれば充当は終了します)



※一例です

1回につき3万円の児童手当を滞納額に充当し12万円あった滞納を4回で完納できました

④

新たな滞納を生じさせないために…

- ✓ 各費用の通常の納付は、必ず各納期限内に納めていただきますようお願いいたします。
- ✓ 納付に手間のかからない口座振替の登録をお願いいたします。
(※口座振替の申込・問い合わせは、表面の「3. お問い合わせ・申請先」の各担当課へ)
- ✓ 納付書でのお支払いの場合も、自宅にしながらスマートフォンで納付ができます。

各種減免制度があります

※ 申請時点で既に発生している滞納分には減免は適用できません。

学校給食費の免除制度 保健体育課 ☎ 047-436-2418

就学援助(※)を申請し、認定された方に対し学校給食費を「免除」しています。
(※「就学援助制度」については学務課 就学助成係 ☎ 047-436-2852) →



就学援助制度

児童育成料の減免制度 地域子育て支援課 ☎ 047-436-2319

生活困窮やその他生活上の悩みについての相談先があります

保健と福祉の総合相談窓口 さーくる ☎ 047-495-7111



さーくる

児童手当からの天引きについての問い合わせは、
表面「3. お問い合わせ・申請先」の各担当課へお願いいたします。